

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱

令和5年6月14日決裁

令和5年12月28日一部改正

令和7年3月5日一部改正

(趣旨)

第1条 施設園芸生産者（以下「生産者」という）は、原油価格・物価高騰に加え、ヒートポンプの使用者を中心に電気料金の高騰により経営が圧迫されている。このため、ヒートポンプを使用し、かつ高圧電力を契約している生産者に対して、県は予算の範囲内で施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内において、令和6年7月以前から継続して電気式のヒートポンプを使用し、かつ高圧電力を契約している生産者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(補助内容)

第3条 本事業の補助対象経費、補助率は別表1に定めるところによる。

(交付申請書の提出等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の申請書は、規則第13条の実績報告書を兼ねるものとする。

- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付資料は、別表2のとおりとする。
- 5 第1項の申請書及び添付書類は、別に定める期日までに提出するものとする。
- 6 本事業補助金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）相当額は補助対象としないため、これを減額して申請するものとする。

（交付決定通知等）

第5条 規則第7条の交付決定通知書及び規則14条の補助金の額の確定通知は、様式第2-1号のとおりとする。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第2-2号により通知する。

（状況報告）

第6条 規則第11条の状況報告はこれを要しない。

（補助金の請求）

第7条 規則第7条の交付決定のあった補助対象者は、補助金の交付を受けようとする場合には、様式第3号による請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第8条 知事は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為があったとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けた又は受けようとするとき。
- (3) 補助対象者又は補助対象施設等に該当しないことが明らかになったとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

（暴力団排除に関する誓約）

第10条 補助対象者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）

第11条 その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前に本要綱により既に実施している事業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月5日から施行する。
- 2 この通知による改正前に本要綱により既に実施している事業については、従前の例による。

別表 1

補助対象金額	<p>以下の1及び2により算出された電気料高騰金額のうち、いずれか低い金額を補助対象金額とする。</p> <p>1 物価上昇率による算出 補助対象金額＝算定基礎額（①）×物価上昇率（②）×3か月電気使用量（③）</p> <p>①算定基礎額 令和3年8月から令和4年1月の電気料金請求分の平均単価（円/kwh）</p> <p>②物価上昇率 令和6年7月から12月の電気料請求分の平均単価（円/kwh）÷算定基礎額－1</p> <p>③3か月電気使用量 令和6年7月から令和6年12月の電気使用量の1か月平均の3か月分</p> <p>2 実際に支払った電気料金による算出 「令和6年7月から令和6年12月の電気料金合計（円）」 －「令和3年8月から令和4年1月の電気料金合計（円）」</p>
補助率	10分の10以内（予算の範囲内とする）

別表 2

- 1 ヒートポンプを使用していることが確認できる書類
(例：ヒートポンプが設置されているハウスの写真、補助事業の財産管理台帳、固定資産台帳の写し 等)
- 2 高圧電力を使用していることが確認できる書類
(例：電力会社発行の書類の写し 等)
- 3 令和3年8月から令和4年1月、令和6年7月から令和6年12月の生産費用にかかった電気使用量と支払った電気料金が分かる書類
(例：電力会社発行の領収証の写し 等)